

盛岡広域振興局長告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年4月22日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 工区に含まれる地域の名称 第3-2工区 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番1の一部及び97番8の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 紫波郡紫波町日詰字西裏23番地1 紫波町